

# 認定書

本宮市長 高松 義行 殿

平成25年10月16日付け、本宮市から申請があった復興推進計画について、東日本大震災復興特別区域法に基づき認定する（認定番号福島第28号）。

平成25年11月5日

内閣総理大臣

安倍晋三



## 本宮市復興推進計画

平成25年10月16日  
福島県本宮市

### 1. 計画の区域

本宮市全域

### 2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本太平洋沖地震は、マグニチュード9.0というわが国の地震観測史上最大規模となり、その後に続いた大津波は太平洋沿岸部に、尊い生命と財産を奪う壊滅的な被害をもたらした。本市においても、住宅の被災をはじめ道路の損壊や農業用施設であるため池の決壊、更には、中学校の校舎が倒壊するなど、甚大な被害を受けている。

また、東京電力福島第1原子力発電所の事故は、広範囲にわたり放射性物質を飛散させ甚大な環境汚染を引き起こし、本市においても、市民の健康被害への懸念や不安、また、製造業においては、震災以降、製造品出荷額が約960億円減少するなど、地域経済に甚大な影響を及ぼしている。

このような状況の中で、本市では、東北自動車道と磐越自動車道とがクロスする郡山ジャンクションに近接しており、東北自動車道本宮インターチェンジを有するとともに、5つのインターチェンジと近接するなど地理的優位性を最大限に活かし、福島復興に貢献していくとともに、本市の中核的産業を担う立地企業の体力強化に向けた支援を進めることにより、地域経済の活力再生及び雇用確保と増大を図る。

### 3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本市の製造業における従業者数で約15%を占める中核的産業である食料品製造業に対し、立地企業の事業用の設備投資等を支援し、地域経済の活力再生及び安定雇用の確保と増大を促進する。

### 4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

#### ①事業の内容

本市に新規立地する株式会社青木商店（以下「対象事業者」という。）が、本宮市工業等団地第6工区において食料品製造工場を新設するために必要な資金を貸し付ける事業

#### ②貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市における食料品製造業は、市内の製造業における従業員数で約15%を占める中

核的な産業である。また、本事業は、本市の食料品製造業において、製造品出荷額で約31%、従業員数で約17%を占めることとなる事業者が実施するものであり、投資の規模としても本市の食料品製造業の平均投資額を大きく上回るものである。

したがって、食料品製造業の核となる対象事業者が行う食料品製造工場の新設等による雇用効果や経済効果は大きく、目標に掲げた「地理的優位性を最大限に活かし、福島復興に貢献していくとともに、本市の中核的産業を担う立地企業の体力強化に向けた支援を進めることにより、地域経済の活力再生及び雇用確保と増大を図る」ことを達成するために必要かつ有効な事業であり、本計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関

株式会社東邦銀行

⑤特別の措置

本事業を実施する者に対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

食料品製造工場の新設を行う対象事業者は、「フルーツ文化創造企業」として福島県内外の生果を使用したフルーツジュースの原料やフルーツタルトを自社工場で加工・製造を行い、フルーツジュース事業については、全国各地の店舗（国内142店舗）で原料をジュースにして販売し、タルト事業については、福島県を含めた隣県でのカフェレストランの店舗（10店舗）でタルト等を販売しながらビジネス展開している。

このため、当該計画の実施により、対象事業者の生産能力が向上することで、関連産業の活性化及び雇用の確保と増大に結び付くものである。更には、原子力災害の風評被害の払拭にも繋がる計画であり、本市のみならずフルーツ王国“ふくしま”的復興に大きく貢献するもので、これらの効果は本市における復興の円滑かつ迅速な推進と活力再生に十分寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、福島県の意見を聴取した。

また、本市、福島県、本宮市商工会、株式会社東邦銀行、対象事業者を構成員とする本宮市産業復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項に基づく協議を行った。